

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第30号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。） 1件につき <u>700円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(11の2)～(13の2) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。） 1件につき <u>1,000円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(11の2)～(13の2) 略</p> <p><u>(13の3) 介護保険法第115条の35第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査</u> 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1"><tbody><tr><td>1 介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき厚生労働省令で定めるサービス（以下この号において「介護サービス」という。）のうち、訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護</td><td>1件につき21,600円</td></tr><tr><td>2 介護サービスのうち、訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護</td><td>1件につき21,600円</td></tr><tr><td>3 介護サービスのうち、</td><td>1件につき21,600円</td></tr></tbody></table>	1 介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき厚生労働省令で定めるサービス（以下この号において「介護サービス」という。）のうち、訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護	1件につき21,600円	2 介護サービスのうち、訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	1件につき21,600円	3 介護サービスのうち、	1件につき21,600円
1 介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき厚生労働省令で定めるサービス（以下この号において「介護サービス」という。）のうち、訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護	1件につき21,600円						
2 介護サービスのうち、訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	1件につき21,600円						
3 介護サービスのうち、	1件につき21,600円						

<p>訪問看護若しくは介護予防訪問看護又はこれらの介護サービスと一体的に行われる指定療養通所介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）</p>	<p>円</p>
<p>4 介護サービスのうち、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション</p>	<p>1件につき21,600円</p>
<p>5 介護サービスのうち、通所介護（訪問看護若しくは介護予防訪問看護又は通所リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーションと一体的に行われる指定療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護</p>	<p>1件につき21,500円</p>
<p>6 介護サービスのうち、通所リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーション又はこれらの介護サービスと一体的に行われる指定療養通所介護</p>	<p>1件につき21,500円</p>
<p>7 介護サービスのうち、特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）又は介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）</p>	<p>1件につき27,600円</p>
<p>8 介護サービスのうち、</p>	<p>1件につき27,600円</p>

	<p>特定施設入居者生活介護  （軽費老人ホームに係るものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに係るものに限る。）又は介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに係るものに限る。）</p>	円
9	<p>介護サービスのうち、特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。）又は介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。）</p>	1件につき27,600円
10	<p>介護サービスのうち、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売</p>	1件につき19,500円
11	<p>介護サービスのうち、小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護</p>	1件につき22,200円
12	<p>介護サービスのうち、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護</p>	1件につき22,200円
13	<p>介護サービスのうち、居宅介護支援</p>	1件につき18,200円
14	<p>介護サービスのうち、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護</p>	1件につき29,700円
15	<p>介護サービスのうち、短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るもの</p>	1件につき29,700円

に限る。)、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものに限る。)

16 介護サービスのうち、短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものを除く。)、介護療養施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものを除く。)	1件につき29,700円
--	--------------

(13の4) 介護保険法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報及びその調査結果の公表  
1件につき9,500円

(13の5) 略

(14)～(191) 略

(192) 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第18条の規定に基づく通訳案内士の登録 1件につき5,100円

(193) 通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく登録事項の訂正又は同法第24条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付 1件につき4,000円

(194)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(4) 略

(5) 介護保険法第115条の36第1項の規定により知事の指定する者に介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行わせる場合における前項第13号の3の手数料 介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行う者

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(13の3) 略

(14)～(191) 略

(192)及び(193) 削除

(194)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略  
(16) 略  
(17) 略

(16) 略  
(17) 略  
(18) 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。